

令和 7 年 6 月 1 日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【通し番号】1

【改正箇所】 第4章第2節第7(技能実習責任者の選任に関するもの)

改正	現行
<p>○ 技能実習責任者には、欠格事由に該当する者（<u>拘禁刑（※）</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みません。</u></p>	<p>○ 技能実習責任者には、欠格事由に該当する者（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】2

【改正箇所】 第4章第2節第7(技能実習指導員の選任に関するもの)

改正	現行
<p>○ 技能実習指導員には、欠格事由に該当する者（<u>拘禁刑（※）</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みません。</u></p>	<p>○ 技能実習指導員には、欠格事由に該当する者（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】3

【改正箇所】 第4章第2節第7(生活指導員の選任に関するもの)

改正	現行
<p>○ 生活指導員には、欠格事由に該当する者（<u>拘禁刑（※）</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みません。</u></p>	<p>○ 生活指導員には、欠格事由に該当する者（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】4

【改正箇所】 第4章第3節第1(関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由)

改正	現行
<p>【関係規定】 （認定の欠格事由） 法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 （略）</p> <p>○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。</p> <p>① <u>拘禁刑（※）</u>以上の刑に処せられた者（法第10条第1号）</p> <p>② この法律に違反し、罰金刑に処せられた者、その他出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第2号・政令第1条）</p> <p>③ 暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金</p>	<p>【関係規定】 （認定の欠格事由） 法第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 （略）</p> <p>○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する者が想定されています。</p> <p>① <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者（法第10条第1号）</p> <p>② この法律に違反し、罰金刑に処せられた者、その他出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものに違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第2号・政令第1条）</p> <p>③ 暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金</p>

<p>刑に処せられた者（法第10条第3号）</p> <p>④ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第4号）</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みません。</u></p>	<p>刑に処せられた者（法第10条第3号）</p> <p>④ 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者（法第10条第4号）</p> <p><u>（新設）</u></p>
---	--

【通し番号】5

【改正箇所】 第4章第7節 改善命令等(技能実習法第15条)

改正	現行
<p>○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、実習実施者として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。</p> <p>なお、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から改善の確認を受けるまでの間は、新たな技能実習計画の認定を受けることはできません。</p> <p>改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から適切な措置であると認められない場合には、技能実習計画の取消事由となる（法第16条）ほか、罰則（6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金）の対象ともなります。（法第111条第1号）</p>	<p>○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、実習実施者として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。実習実施者は、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。</p> <p>なお、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から改善の確認を受けるまでの間は、新たな技能実習計画の認定を受けることはできません。</p> <p>改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣から適切な措置であると認められない場合には、技能実習計画の取消事由となる（法第16条）ほか、罰則（6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金）の対象ともなります。（法第111条第1号）</p>

【通し番号】6

【改正箇所】 第5章第2節第6(外国の送出国機関に関するもの)

改正	現行
<p>【関係規定】</p> <p>(略)</p> <p>(外国の送出国機関)</p> <p>規則第 25 条 法第二十三条第二項第六号 (法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。) の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>六 当該機関又はその役員が拘禁刑以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>○ また、外国の送出国機関については、技能実習生になろうとする者からの技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として、規則第 25 条において定められている要件 <u>(※)</u> に適合する必要があります。</p> <p>取次ぎを受けようとする外国の送出国機関が規則第 25 条において定められている要件に適合していることを証明する書類を監理団体が当該外国の送出国機関から入手して、申請書の添付書類として提出することが求められます。</p> <p><u>(※) 規則第 25 条第 6 号に規定する拘禁刑は、刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 67 号) 第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。) 第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みます。</u></p>	<p>【関係規定】</p> <p>(略)</p> <p>(外国の送出国機関)</p> <p>規則第 25 条 法第二十三条第二項第六号 (法第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。) の主務省令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>六 当該機関又はその役員が禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者でないこと。</p> <p>(略)</p> <p>○ また、外国の送出国機関については、技能実習生になろうとする者からの技能実習に係る求職の申込みを適切に本邦の監理団体に取り次ぐことができる者として、規則第 25 条において定められている要件 <u>(追加)</u> に適合する必要があります。</p> <p>取次ぎを受けようとする外国の送出国機関が規則第 25 条において定められている要件に適合していることを証明する書類を監理団体が当該外国の送出国機関から入手して、申請書の添付書類として提出することが求められます。</p> <p><u>(新設)</u></p>

【通し番号】7

【改正箇所】 第5章第3節第1(関係法律による罰則を受けたことによる欠格事由)

改正	現行
<p>【関係規定】</p> <p>(略)</p> <p>(認定の欠格事由)</p> <p>法第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>(略)</p> <p>○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する場合が想定されています。</p> <p>① この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 1 号（法第 10 条第 2 号）・政令第 1 条）</p> <p>② 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 1 号（法第 10 条第 4 号））</p> <p>③ 役員のうちに拘禁刑（※）以上の刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 5 号イ（法第 10 条第 1 号））</p> <p>④ 役員のうちに暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 5 号イ（法第 10 条第 3 号））</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役及び旧刑法第 13 条に規定する禁錮を含みません。</u></p>	<p>【関係規定】</p> <p>(略)</p> <p>(認定の欠格事由)</p> <p>法第 10 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>(略)</p> <p>○ 関係法律による刑罰を受けたことによる欠格事由としては、以下のいずれかに該当する場合が想定されています。</p> <p>① この法律その他出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 1 号（法第 10 条第 2 号）・政令第 1 条）</p> <p>② 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 1 号（法第 10 条第 4 号））</p> <p>③ 役員のうちに禁錮以上の刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 5 号イ（法第 10 条第 1 号））</p> <p>④ 役員のうちに暴力団関係法、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者がある場合（法第 26 条第 5 号イ（法第 10 条第 3 号））</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】8

【改正箇所】 第5章第13節 改善命令等(技能実習法第36条)

改正	現行
<p>○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、監理団体として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。監理団体は、主務大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。</p> <p>改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても主務大臣から適切な措置であると認められない場合には、監理団体の許可の取消事由となる（法第37条第1項）ほか、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第111条第3号）。</p>	<p>○ この改善命令は、違反行為そのものについての是正を行うことはもとより、監理団体として、違反行為を起こすような管理体制や運営を行っていることそのものについて、改善を行わせることを目的として発せられるものになります。監理団体は、主務大臣から、期限を定めて問題となっている事項の改善に必要な措置をとるよう命じられますので、期限内に命じられた事項について、改善措置を講じる必要があります。</p> <p>改善命令に従わない場合や、改善措置を講じたとしても主務大臣から適切な措置であると認められない場合には、監理団体の許可の取消事由となる（法第37条第1項）ほか、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象ともなります（法第111条第3号）。</p>

【通し番号】9

【改正箇所】 第5章第15節 名義貸しの禁止(技能実習法第38条)

改正	現行
<p>○ 監理事業は、欠格事由に該当せず、事業遂行能力等について許可基準に照らして審査を受けた法人が自ら行うものでなければ許可制度自体の維持が困難となるため、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせることは禁止されています。これに違反した場合には、罰則（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第109条第4号）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 無許可実習監理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理団体の許可（法第23条第1項）を受けずに実習監理を行った者についても、罰則（1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第109条第1号）。したがって、名義貸しを 	<p>○ 監理事業は、欠格事由に該当せず、事業遂行能力等について許可基準に照らして審査を受けた法人が自ら行うものでなければ許可制度自体の維持が困難となるため、許可を受けた名義を他人に貸して監理事業を行わせることは禁止されています。これに違反した場合には、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第109条第4号）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 無許可実習監理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監理団体の許可（法第23条第1項）を受けずに実習監理を行った者についても、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となります（法第10

<p>した監理団体のみならず、監理団体から名義貸しを受けた者も罰則の対象となりますので留意が必要です。</p>	<p>9条第1号)。したがって、名義貸しをした監理団体のみならず、監理団体から名義貸しを受けた者も罰則の対象となりますので留意が必要です。</p>
---	---

【通し番号】10

【改正箇所】 第5章第17節 監理責任者の設置等(技能実習法第40条)

改正	現行
<p>○ 監理責任者には、欠格事由に該当する者（<u>拘禁刑</u>（※）以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に入出国又は労働に関する法令（技能実習法令も含まれます。）に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>※ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役及び旧刑法第13条に規定する禁錮を含みます。</u></p>	<p>○ 監理責任者には、欠格事由に該当する者（<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から5年を経過していない者など）、過去5年以内に入出国又は労働に関する法令（技能実習法令も含まれます。）に関し不正又は著しい不当な行為をした者、未成年者はなることができません。</p> <p><u>（新設）</u></p>

【通し番号】11

【改正箇所】 第6章第1節第1 暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制の禁止

改正	現行
<p>○ 実習監理者又はその役職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することは禁止されています。これに違反した場合には、罰則（1年以上10年以下の<u>拘禁刑</u>又は20万円以上300万円以下の罰金）の対象となります（法第108条）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 実習実施者による暴力、脅迫、監禁等</p>	<p>○ 実習監理者又はその役職員が、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由に不当に拘束する手段によって、技能実習生の意思に反して技能実習を強制することは禁止されています。これに違反した場合には、罰則（1年以上10年以下の<u>懲役</u>又は20万円以上300万円以下の罰金）の対象となります（法第108条）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 実習実施者による暴力、脅迫、監禁等</p>

<p>による技能実習の強制について</p> <p>法第46条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第5条（強制労働の禁止）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。</p> <p>● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）</p> <p>（強制労働の禁止）</p> <p>第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。</p> <p>第117条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の拘禁刑又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p>	<p>による技能実習の強制について</p> <p>法第46条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第5条（強制労働の禁止）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。</p> <p>● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）</p> <p>（強制労働の禁止）</p> <p>第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。</p> <p>第117条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

【通し番号】12

【改正箇所】第6章第1節第2 技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止

改正	現行
<p>○ このため、実習監理者又はその役職員が、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることは禁止されています。</p> <p>これに違反した場合には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第4号）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 実習実施者による技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止について</p> <p>法第47条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第16条（賠償予定の禁止）及び第18条（強制貯金）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。</p>	<p>○ このため、実習監理者又はその役職員が、技能実習生等又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他技能実習生等と社会生活において密接な関係を有する者との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をすることは禁止されています。</p> <p>これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第4号）。</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 実習実施者による技能実習に係る契約の不履行についての違約金等の禁止について</p> <p>法第47条では実習実施者について触れられていませんが、使用者である実習実施者については、労働基準法第16条（賠償予定の禁止）及び第18条（強制貯金）の適用があります。違反した場合の罰則も、技能実習法と同様の量刑となっています。</p>

<p>● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）</p> <p>（賠償予定の禁止）</p> <p>第16条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。</p> <p>（強制貯金）</p> <p>第18条 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第119条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。一・・・、第十六条、・・・、第十八条第一項、・・・の規定に違反した者</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>● 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）</p> <p>（賠償予定の禁止）</p> <p>第16条 使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。</p> <p>（強制貯金）</p> <p>第18条 使用者は、労働契約に附随して貯蓄の契約をさせ、又は貯蓄金を管理する契約をしてはならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>第119条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。一・・・、第十六条、・・・、第十八条第一項、・・・の規定に違反した者</p> <p>二～四 （略）</p>
---	--

【通し番号】13

【改正箇所】 第6章第1節第3 旅券・在留カードの保管等の禁止

改正	現行
<p>○ このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは、技能実習生の同意の有無や理由によらず、禁止されています。</p> <p>特に、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第5号）。</p> <p>○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。</p> <p>具体的には、技能実習生に対して、本人が所有する携帯電話等の私物を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、</p>	<p>○ このため、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の旅券や在留カードを保管することは、技能実習生の同意の有無や理由によらず、禁止されています。</p> <p>特に、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券や在留カードを保管した場合には、罰則（6月以下懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第5号）。</p> <p>○ また、技能実習を行わせる者若しくは実習監理者又はこれらの役員若しくは職員が、技能実習生の外出その他の私生活の自由を不当に制限することは禁止されています。</p> <p>具体的には、技能実習生に対して、本人が所有する携帯電話等の私物を取り上げる行為、外出を一律に禁止する行為（宿泊施設について合理的な理由なく一律の門限を設けることを含む）、男女交際等を禁止する行為、妊娠しないこと等を誓約させる行為、</p>

<p>健康保険証（健康保険証として使用する個人番号カード（マイナンバーカード）を含む。）を取り上げるなどの必要な医療機関の受診を阻害する行為、宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）等が想定されます。</p> <p>これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第6号）。</p>	<p>健康保険証（健康保険証として使用する個人番号カード（マイナンバーカード）を含む。）を取り上げるなどの必要な医療機関の受診を阻害する行為、宿泊施設内の居室等の技能実習生のプライベートな空間に理由なくカメラを設置する（防犯目的でプライベートな空間が写らないように設置した場合は除く）等が想定されます。</p> <p>これに違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第6号）。</p>
--	---

【通し番号】14

【改正箇所】 第6章第2節 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣に対する申告（技能実習法第49条）

改正	現行
<p>○ 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。</p> <p>これに違反した場合には、罰則（6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第7号）。</p>	<p>○ 実習実施者若しくは監理団体又はこれらの役職員が、技能実習生が申告をしたことを理由として技能実習の中止その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。</p> <p>これに違反した場合には、罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）の対象となります（法第111条第7号）。</p>

【通し番号】15

【改正箇所】 第10章 罰則

改正				現行			
○ 法の規定に違反する行為に対する罰則（機構関係の規定は除く）は次のとおりです。				○ 法の規定に違反する行為に対する罰則（機構関係の規定は除く）は次のとおりです。			
罰則適用条項	内容	量刑	罰則規定	罰則適用条項	内容	量刑	罰則規定
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第15条第1項 (改善命令等)	第15条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の 拘禁刑 又は30万円以下の罰金	第11条第1号	第15条第1項 (改善命令等)	第15条第1項の規定による改善命令の処分に違反した者	6月以下の 懲役 又は30万円以下の罰金	第11条第1号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第23条第1項 (監理団体の許可)	第23条第1項の規定に違反して許可を受けずに実習監理を行った者	1年以下の 拘禁刑 又は100万円以下の罰金	第10条第9号第1号	第23条第1項 (監理団体の許可)	第23条第1項の規定に違反して許可を受けずに実習監理を行った者	1年以下の 懲役 又は100万円以下の罰金	第10条第9号第1号
第23条第1項、第31条第2項又は第32条第1項 (監理団体の許可)等	偽りその他不正の行為により、許可、許可の有効期間の更新又は変更の許可を受けた者	1年以下の 拘禁刑 又は100万円以下の罰金	第10条第9号第2号	第23条第1項、第31条第2項又は第32条第1項 (監理団体の許可)等	偽りその他不正の行為により、許可、許可の有効期間の更新又は変更の許可を受けた者	1年以下の 懲役 又は100万円以下の罰金	第10条第9号第2号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第28条第1項	第28条第1項の	6月以下の 拘禁刑	第11条第1項	第28条第1項	第28条第1項の	6月以下の 懲役	第11条第1項

項 (監理 費)	規定に違 反して、 手数料又 は報酬を 受けた者	禁刑 又 は30 万円以 下の罰 金	2号	項 (監理 費)	規定に違 反して、 手数料又 は報酬を 受けた者	役 又は 30万 円以下 の罰金	2号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第36 条第1 項 (改善 命令 等)	第36条 第1項の 規定によ る改善命 令の処分 に違反し た者	6月以 下の 拘 禁刑 又 は30 万円以 下の罰 金	第11 条第 3号	第36 条第1 項 (改善 命令 等)	第36条 第1項の 規定によ る改善命 令の処分 に違反し た者	6月以 下の 懲 役 又は 30万 円以下 の罰金	第11 条第 3号
第37 条第3 項 (許可 の取消 し等)	第35条 第1項の 規定によ る事業停 止命令の 処分に違 反した者	1年以 下の 拘 禁刑 又 は10 0万円 以下の 罰金	第10 9条第 3号	第37 条第3 項 (許可 の取消 し等)	第35条 第1項の 規定によ る事業停 止命令の 処分に違 反した者	1年以 下の 懲 役 又は 100 万円以 下の罰 金	第10 9条第 3号
第38 条 (名義 貸し)	自己の名 義をもつ て、他人 に監理事 業を行わ せた者	1年以 下の 拘 禁刑 又 は10 0万円 以下の 罰金	第10 9条第 4号	第38 条 (名義 貸し)	自己の名 義をもつ て、他人 に監理事 業を行わ せた者	1年以 下の 懲 役 又は 100 万円以 下の罰 金	第10 9条第 4号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第44 条 (秘密 保持義 務)	正当な理 由なく、 その業務 に関して 知ること ができた 秘密を漏 らし、又 は盗用し た監理団 体の役職 員	1年以 下の 拘 禁刑 又 は50 万円以 下の罰 金	第11 0条	第44 条 (秘密 保持義 務)	正当な理 由なく、 その業務 に関して 知ること ができた 秘密を漏 らし、又 は盗用し た監理団 体の役職 員	1年以 下の 懲 役 又は 50万 円以下 の罰金	第11 0条
第46 条 (禁止)	第46条 の規定に 違反して	1年以 上10 年以下	第10 8条	第46 条 (禁止)	第46条 の規定に 違反して	1年以 上10 年以下	第10 8条

行為)	暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制をした者	の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金		行為)	暴力、脅迫、監禁等による技能実習の強制をした者	の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金	
第47条 (禁止行為)	第47条の規定に違反して技能実習に係る契約の不履行についての違約金の定め等をした者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第11条第4号	第47条 (禁止行為)	第47条の規定に違反して技能実習に係る契約の不履行についての違約金の定め等をした者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第11条第4号
第48条第1項 (禁止行為)	第48条第1項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第11条第5号	第48条第1項 (禁止行為)	第48条第1項の規定に違反して、技能実習生の意思に反して技能実習生の旅券又は在留カードを保管した者	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第11条第5号
第48条第2項 (禁止行為)	第48条第2項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制	6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	第11条第6号	第48条第2項 (禁止行為)	第48条第2項の規定に違反して、技能実習生に対し、解雇その他の労働関係上の不利益又は制	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金	第11条第6号

	裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者				裁金の徴収その他の財産上の不利益を示して、技能実習が行われる時間以外における他の者との通信若しくは面談又は外出の全部又は一部を禁止する旨を告知した者		
第49条第2項（申告）	第49条第2項の規定に違反して、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした者	6月以下の 拘禁刑 又は30万円以下の罰金	第111条第7号	第49条第2項（申告）	第49条第2項の規定に違反して、申告をしたことを理由として、技能実習生に対して技能実習の中止その他不利益な取扱いをした者	6月以下の 懲役 又は30万円以下の罰金	第111条第7号
第54条第4項（事業協議会）	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用し	1年以下の 拘禁刑 又は50万円以下の罰金	第110条	第54条第4項（事業協議会）	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用し	1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金	第110条

	た事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者				た事業協議会の事務に従事する者又は従事していた者			
第56条第4項 (地域協議会)	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の 拘禁 又は50万円以下の罰金	第110条		第56条第4項 (地域協議会)	正当な理由なく、その業務に関して知ることができた秘密を漏らし、又は盗用した地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者	1年以下の 懲役 又は50万円以下の罰金	第110条

【通し番号】16

【改正箇所】参考様式第1-36号

改正	現行
<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）（抄） （認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p>	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）（抄） （認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p>

【通し番号】17

【改正箇所】 参考様式第2-11号

改正	現行
<p>【誓約事項】</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 当機関又はその役員が<u>拘禁刑</u>以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ではありません。</p> <p>7～13（略）</p>	<p>【誓約事項】</p> <p>1～5（略）</p> <p>6 当機関又はその役員が<u>禁錮</u>以上の刑（これに相当する外国法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者ではありません。</p> <p>7～13（略）</p>

【通し番号】18

【改正箇所】別記様式第1号

改正	現行
<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄） （認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄） （法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定</p>	<p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄） （認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄） （法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第七項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第一百九条及び第二百二十二条の規定</p>

【通し番号】19

【改正箇所】別記様式第 11 号

改正	現行
<p>私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又は口から二<u>まで</u>のいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。</p> <p>（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）</p> <p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）</p> <p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第<u>八</u>項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七</p>	<p>私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又は口から二のいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。</p> <p>（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）</p> <p>（認定の欠格事由）</p> <p>第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>二～十三（略）</p> <p>○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）</p> <p>（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）</p> <p>第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百九条及び第二百一条の規定、船員職業安定法第八十九条第<u>七</u>項の規定により適用される船員法第二百二十九条から第三百一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七</p>

<p>項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） 第百十九条及び第百二十二条の規定</p>	<p>項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号） 第百十九条及び第百二十二条の規定</p>
--	--

【通し番号】20

【改正箇所】 第4章第2節第12 技能実習生の人数枠に関するもの

改正	現行
<p>第4章 第1節 (略) 第2節 技能実習計画の認定基準(技能実習法第9条) 第1～第11 (略) 第12 技能実習生の人数枠に関するもの (1) 原則的な形態に関するもの 【確認対象の書類】(略) 【留意事項】 (略)</p> <p>○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当する場合</p> <p>ア 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当すること</p> <p>A 製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金3億円以上又は常勤職員301人以上</p> <p>B 卸売業の場合、資本金1億円以上又は常勤職員101人以上</p> <p>C サービス業の場合、資本金5000万円以上又は常勤職員101人以上</p> <p>D 小売業の場合、資本金5000万円以上又は常勤職員51人以上</p> <p>イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること(成果が期待できることの例)</p> <p>技能実習生が技能実習修了後に技能実習において修得した技能を活用できる業務に、母国において安定的に従</p>	<p>第4章 第1節 (略) 第2節 技能実習計画の認定基準(技能実習法第9条) 第1～第11 (略) 第12 技能実習生の人数枠に関するもの (1) 原則的な形態に関するもの 【確認対象の書類】(略) 【留意事項】 (略)</p> <p>○ 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が、継続的かつ安定的に企業単独型技能実習を行わせることができると認める体制とは、以下の要件を満たすことが必要です。</p> <p>① 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当する場合</p> <p>ア 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律第2条第2項第1号に該当すること</p> <p>A 製造業、建設業、運輸業、その他の業種の場合、資本金3億円以上又は常勤職員301人以上</p> <p>B 卸売業の場合、資本金1億円以上又は常勤職員101人以上</p> <p>C サービス業の場合、資本金5000万円以上又は常勤職員101人以上</p> <p>D 小売業の場合、資本金5000万円以上又は(追加)51人以上</p> <p>イ 帰国した技能実習生が技能実習の成果を発揮していること又は成果が期待できること(成果が期待できることの例)</p> <p>技能実習生が技能実習修了後に技能実習において修得した技能を活用できる業務に、母国において安定的に従</p>

<p>事することが書面等により客観的に認められる場合。 (略)</p>	<p>事することが書面等により客観的に認められる場合。 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

【通し番号】21

【改正箇所】第4章第2節第10 技能実習生の待遇に関するもの

改正	現行
<p>実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できることが必要です。</p> <p>なお、適切な宿泊施設と認められるためには、前提として建築基準法上の基準を満たした「建築物」であることが必要です。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>通常時 15 人未満の者が2階以上の寝室に居住する建物には1箇所以上、通常時 15 人以上の者が2階以上の寝室に居住する建物には2箇所以上の避難階段を</u>設ける措置を講じていること</p> <p><u>※上記「避難階段」については、滑り台、避難はしご、避難用タラップその他の避難器具に代えることができます。ただし、通常時 15 人以上の者が2階以上の寝室に居住する建物の場合は、1箇所は避難階段としなければなりません。また、避難階段又は避難器具は、各階に適当に配置され、かつ、容易に屋外の安全な場所に通ずるものでなければなりません。なお、避難器具により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書（参考様式第1-16号）の特記事項に当該措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</u></p>	<p>実習実施者又は監理団体は、技能実習生のための適切な宿泊施設を確保しなければなりません。基本方針（第3章第7節）において、実習実施者は、技能実習生が健康で快適な実習生活を送れるようにするため、快適な住環境を確保するとされており、これを踏まえ、適切な宿泊施設を確保してください。新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、宿泊施設においても3つの密（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面）を避けることができるよう、必要な対応を行ってください。また、下記の事項が確認できることが必要です。</p> <p>なお、適切な宿泊施設と認められるためには、前提として建築基準法上の基準を満たした「建築物」であることが必要です。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>（追加）</u> 2階以上の寝室に<u>寄宿</u>する建物には、<u>容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上（収容人数15人未満は1箇所）</u>設ける措置を講じていること</p> <p><u>（新設）</u></p>

<p>③ ～⑨ (略) (略) <u>(削除)</u></p>	<p>③～⑨ (略) (略) <u>○ 2階以上の寝室に寄宿する建物について 容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数 15 人未満は1箇所)設ける措置を講じなければなりません、すべり台、避難はしご、避難用タラップ等の同様の代替措置により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合には、技能実習生の報酬・宿泊施設・徴収費用についての説明書(参考様式第1-16号)の特記事項に当該代替措置等を記載し、必要に応じて疎明資料を添付していただいた上で申請していただくことが必要です。</u></p>
---	--

【通し番号】22

【改正箇所】 参考様式第1-16号

改正			現行		
<p>2. 宿泊施設 宿泊施設の適正についての確認事項 (入国後講習中の宿泊施設も含む)</p>			<p>2. 宿泊施設 宿泊施設の適正についての確認事項 (入国後講習中の宿泊施設も含む)</p>		
確認事項	措置の有無	特記事項	確認事項	措置の有無	特記事項
① (略)	(略)	(略)	① (略)	(略)	(略)
② <u>通常時 15 人未満の者が2階以上の寝室に居住する建物には1箇所以上、通常時 15 人以上の者が2階以上の寝室に居住する建物には2箇所以上の避難階段を設ける措置を講じていること</u>	(略)	(略)	② <u>(追加) 2階以上の寝室に寄宿する建物には、容易に屋外の安全な場所に通ずる階段を2箇所以上(収容人数 15 人未満は1箇所)設ける措置を講じていること</u>	(略)	(略)
③ (略)	(略)	(略)	③ (略)	(略)	(略)
④ 寝室については、床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペー	(略)	(略)	④ 寝室については、床の間・押入等、技能実習生が実際に使用できないスペー	(略)	(略)

<p>スを除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があつて、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。）、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓、<u>その他社会通念上生活に必要な採暖・冷房設備等</u>を設ける措置を講じていること</p>				<p>スを除き、1人当たり4.5m²以上を確保することとし、個人別の私有物収納設備（身の回りの品を収納できる一定の容量があつて、施錠可能で持出不可なものであることが必要（個人別に施錠可能な部屋がある場合を除く。）、室面積の7分の1以上の有効採光面積を有する窓<u>及び採暖の設備</u>を設ける措置を講じていること</p>		
⑤～⑨ (略)	(略)	(略)	(略)	⑤～⑨ (略)	(略)	(略)
確認者 (略)	(略)	(略)	(略)	確認者 (略)	(略)	(略)

(注意)

1 宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

2 ②の避難階段については、滑り台、避難はしご、避難用タラップその他の避難器具に代えることができる。ただし、通常時15人以上の者が2階以上の寝室に居住する建物の場合は、1箇所は避難階段としなければならない。また、避難階段又は避難器具は、各階に適当に配置され、かつ、容易に屋外の安全な場所に通ずるものでなければならない。なお、避難器具により技能実習生の安全を確保できる措置を講じている場合は、特記事項に当該措置等を記載すること。

(注意)

(追加) 宿泊施設の概要を明らかにするため、当該施設の見取り図を添付すること。

(新設)